



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*47 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部) 1

○ 人事委員会規則

*13 職員の配偶者同行休業に関する規則 2

*14 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則 2

*15 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2

*16 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 3

*17 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 3

*18 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 4

*19 教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 4

*20 警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 4

*21 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 5

*22 職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則 5

*23 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 5

*24 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則 6

○ 教育委員会規則

*14 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 6

*15 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 6

○ 人事委員会告示

11 人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程 7

○ 公営企業管理規程

*4 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 7

規 則

和歌山県規則第47号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則 (平成21年和歌山県規則第18号) の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

5 条例別表第2公安委員会の部に規定する規則で定める事務	放置違反金の納付命令、通知、督促又は放置違反金等の徴収に関する次に掲げる者(当該者が法人である場合は、当該法人の役員又はこれに準ずる者)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 ア 放置違反金の納付命令を受ける者 イ 通知を受ける者 ウ 督促を受ける者 エ 放置違反金等の徴収を受ける者
------------------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第13号

職員の配偶者同行休業に関する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の配偶者同行休業に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第2条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第18号を第19号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同条第13号中けをさとし、マからくまでをムからこまでとし、ホをマとし、マの次に次のように加える。

ミ 職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年和歌山県人事委員会規則第13号）

第2条第13号中ケからヘまでをコからホまでとし、クの次に次のように加える。

ケ 職員の配偶者同行休業に関する条例

第2条中第13号を第14号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号）第9条第1項の規定による任期を定めた職員の採用試験に関する事（任用候補者名簿の確定を含む。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第15号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「停職」を「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業をし、停職」に改める。

第13条第1項に次の1号を加える。

(8) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員

第13条第2項に次の1号を加える。

(7) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員

第13条の5第2項第3号中「第13条第1項第7号」の次に「及び第8号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第16号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「停職」を「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業をし、停職」に改める。

第14条第1項に次の1号を加える。

(9) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員

第14条第2項に次の1号を加える。

(8) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員

第14条の5第2項第3号中「及び第8号」を「、第8号及び第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第17号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「又は停職」を「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は停職」に改める。

第14条第1項に次の1号を加える。

(7) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている警察官

第14条第2項に次の1号を加える。

(6) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている警察官

第14条の5第2項第3号中「第14条第1項第6号」の次に「及び第7号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第18号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
第12条の2第1項第3号中「又は」を「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は」に改める。

第12条の3第2項第2号中「研修等」を「配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、研修等」に改める。

第12条の4第2項中「又は停職」を「配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は停職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第19号

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第3号中「又は」を「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は」に改める。

第12条の3第2項第2号中「研修等」を「配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、研修等」に改める。

第12条の4第2項中「又は停職」を「配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は停職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第20号

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第3号中「又は」を「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は」に改める。

第12条の3第2項第2号中「研修等」を「配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、研修等」に改める。

第12条の4第2項中「又は停職」を「配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は停職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第21号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第13号を第14号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員等として在職した期間

第4条第5項第3号中「第2項第11号及び第12号」を「第2項第12号及び第13号」に改め、同項第4号中「第2項第10号」を「第2項第11号」に改め、同項第5号中「第2項第11号及び第12号」を「第2項第12号及び第13号」に改める。

附則第2項中「第4条第2項第8号」を「第4条第2項第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第22号

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の調整額に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は」を「、」に改め、「ものを除く。）」の次に「又は同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第23号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第8条第2号に次のように加える。

エ 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第24号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成19年和歌山県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号）第2条の規定による配偶者同行休業をした期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第14号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「。以下「自己啓発等休業条例」という。」を削り、「停職」を「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号）第2条の規定により配偶者同行休業をし、停職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第15号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第12条の2第1項第3号中「又は」を「職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は」に改める。

第12条の3第2項第2号中「研修等」を「配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、研修等」に改める。

第12条の4第2項中「又は停職」を「配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は停職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第11号

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程（昭和31年和歌山県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別紙第13号中「法」を「地方公務員法」に改め、別紙第18号中「第17号、第19号」を「前号、次号」に改め、別紙第37号中「第36号」を「前号」に改め、別紙第59号中「第58号」を「前号」に改め、別紙第68号中「第67号」を「前号」に改め、同号の次に次の7号を加える。

69 配偶者同行休業を承認する場合

「配偶者同行休業を承認する

配偶者同行休業の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする」と記入する。

70 配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合

「配偶者同行休業の期間を 年 月 日まで延長することを承認する」と記入する。

71 配偶者同行休業の承認の取消しに人事異動通知書を用いる場合

「配偶者同行休業の承認を取り消す

職務に復帰した（ 年 月 日）」と記入する。

72 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合（前号の場合を除く。）

「職務に復帰した（ 年 月 日）」と記入する。

73 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条第1項の規定により任期を定めて職員を採用する場合

「職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定によりア（イ）に採用する

任期は 年 月 日までとする」と記入する。

74 配偶者同行休業条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用した職員の任期を更新する場合

「任期を 年 月 日まで更新する」と記入する。

75 任期の満了により配偶者同行休業条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用した職員が当然退職する場合

「職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定による任期の満了により 年 月 日限り退職」と記入する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第71号)」の次に「、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。